

**静岡県告示第267号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、小山町において平成21年1月30日付け県公報第2057号告示第89号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

湯船上耕地土砂災害警戒区域 湯船上耕地土砂災害特別警戒区域

菅沼天神下土砂災害警戒区域 菅沼天神下土砂災害特別警戒区域

藤曲本通土砂災害警戒区域 藤曲本通土砂災害特別警戒区域

湯船子り坂B土砂災害警戒区域 湯船子り坂B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

**静岡県告示第268号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、小山町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

湯船上耕地土砂災害警戒区域 湯船上耕地土砂災害特別警戒区域

菅沼天神下土砂災害警戒区域 菅沼天神下土砂災害特別警戒区域

藤曲本通土砂災害警戒区域 藤曲本通土砂災害特別警戒区域

湯船子り坂B土砂災害警戒区域 湯船子り坂B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び小山町役場建設課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

**静岡県告示第269号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、牧之原市において平成23年2月8日付け県公報第2265号告示第71号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称  
中西内坪A土砂災害警戒区域 中西内坪A土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

=====

**静岡県告示第270号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、牧之原市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称  
中西内坪A土砂災害警戒区域 中西内坪A土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示  
次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県島田土木事務所及び牧之原市役所建設管理課に備え置いて縦覧に供する。)

=====

**静岡県告示第271号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第

9条第8項の規定に基づき、湖西市において平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第327号及び平成25年3月29日付け県公報第2484号告示第337号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

鷺津後庵F土砂災害警戒区域 鷺津後庵F土砂災害特別警戒区域

古見馬黒土砂災害警戒区域 古見馬黒土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

**静岡県告示第272号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、湖西市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

鷺津後庵F土砂災害警戒区域 鷺津後庵F土砂災害特別警戒区域

古見馬黒土砂災害警戒区域 古見馬黒土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県浜松土木事務所及び湖西市役所土木管理課に備え置いて縦覧に供する。）